

杜(三策)・欽差の副使行人司司正楊(掄)の咨を承准するに、前事あり。称するに、茲に官を遣わし迎封するに因り、理として合に移咨し、回復して前去すべし、査照して施行せよ、等の因あり。此れを准け、奉行す、等の因あり。仰ぎ瞻るに、使命の嚴重にして大札の繋関すれば、理として合に重復して奉迎すべし。此の為に咨して正議大夫・通事等の官の蔡延等を遣わし、往赴して迎接せしむ。合行に給照して以て通行に便ならしむべし。此の為に今、仁字第二十八号半印勘合執照を給し、後に開す員役に付与し、収執して前去せしむ。如し津関の去処の驗実^{とこみ}に遇わば、即便に放行し、稽遲し違悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正議大夫一員 蔡延 人伴十名
使者二員 吳得賢 富盛 人伴四名
通事一員 阮士乾 人伴三名
管船火長・直庫二名 鄭賢 馬德
梢水共に六十一名

右の執照は通事阮士乾に付し、此れに准ぜしむ

崇禎四年(一六三一)十月十一日給す

執照

1-33-09

世子尚豊の、冊封使の迎接のため都通事鄭藩猷等を遣わす執照(一六三二、二一、一六)

琉球国中山王世子尚(豊)、王爵を請封し愚忠を効し盛典を昭らかにする事の為にす。

崇禎四年(一六三一)七月二十一日、欽差の正使戸科右給事中杜(三策)・欽差の副使行人司司正楊(掄)の咨を承准するに、前事あり。称するに、茲に官を遣わし迎封するに因り、理として合に移咨し、回復して前去すべし、査照して施行せよ、等の因あり。此れを准け、奉行す、等の因あり。仰ぎ瞻るに、使命の嚴重にして大札の繋関すれば、理として合に重復して奉迎すべし。此の為に旧冬、咨して正議大夫・通事等の官の蔡延等を遣わし、前赴して迎接せしむるも、今春、應該に備咨して都通事・使者等の官の鄭藩猷等を差遣し、前赴して迎接せしむべし。合行に給照して以て通行に便ならしむべし。此の為に今、仁字第二十九号半印勘合執照を給し、後に開す員役に付与し、収執して前去せしむ。如し津関の去処の驗実^{とこみ}に遇わば、即便に放行し、稽遲し違悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 鄭藩猷 人伴四名
使者二員 馬達魯 袁際昌 人伴四名

注(1) 咨 (一〇八〇六)(一〇八〇七)。

通事一員 王克善 人伴二名

管船火長・直庫二名 麻世 馬志

梢水共に五十九名

右の執照は都通事鄭藩猷・通事王克善等に付し、此れに准ぜしむ

崇禎五年（一六三二）二月十六日給す

執照

注（一）咨〔〇八一〇六〕〔〇八一〇七〕。

1-33-10

世子尚豊の、冊封使の迎接のため正議大夫林国用等を遣わす

執照（一六三二、九、一七）

琉球国中山王世子尚（豊）、王爵を請封し愚忠を効し盛典を昭らかにする事の為にす。

崇禎五年（一六三二）六月初五日、欽差の正使戸科左給事中杜

（三策）・欽差の副使行人司司正楊（掄）の咨を承准するに、前事あり。称するを蒙るに、艦工竣ると雖も桅木求め難く風汛既に時を逾え、吉期は応に来夏を須つべし。此の為に備繇して、官を遣わし奉迎するに、理として合に移咨し回復して前去すべし。査

照して施行せよ、等の因あり。

これを准け、奉行す、等の因あり。仰ぎ瞻るに、使命の嚴重にして大礼の繋関すれば、理として合に重復して奉迎すべし。為に咨して正議大夫・使者・通事等の官の林国用等を遣わし、往赴して迎接せしむ。合行に給照して以て通行に便ならしむべし。此の為に今、仁字第三十号半印勘合執照を給し、後に開す員役に付与し、収執して前去せしむ。如し津関の去処の驗実に遇わば、即便に放行し、稽遲し違悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正議大夫一員 林国用 人伴十名

使者二員 吉時逢 馬自驄 人伴四名

通事二員 梁沢民 王克善 人伴五名

管船火長・直庫二名 鄭賢 宝喜

梢水共に七十八名

右の執照は通事梁沢民・王克善等に付し、此れに准ぜしむ
崇禎五年（一六三二）九月十七日給す

執照

注（一）咨 二人の咨のうち杜三策のものは、〔〇八一〇八〕。なお、こ

の咨文よりあと、杜三策は戸科左給事中の肩書である。

（二）梁沢民 一六〇五―四四年。金城親雲上。久米村呉江梁氏（亀